

令和5年第6回  
箕面市農業委員会総会会議録

令和5年6月16日(金)

箕面市農業委員会

1. 開催日時 令和5年6月16日(金)

午前10時30分から午前11時14分まで

2. 出席委員(20名)

1番	稲垣 恵一	2番	神代 繁近	3番	川上 加津子
4番	笹川 治久	5番	長澤 昇	6番	麻生 忠
7番	中井 徳治	8番	牧野 弘	9番	岸本 信夫
10番	坂本 豊廣	11番	岡沢 聡	12番	尾崎 孝
13番	稲野 実	14番	笹川 悦子	15番	中西 利一
16番	中村 孝三	17番	長澤 均	18番	中井 啓二
19番	加藤 博一	20番	野口 康夫	21番	中井 博幸

3. 欠席委員(0名)

4. 会議録署名委員

5番 長澤 昇 6番 麻生 忠

5. 出席事務局職員

事務局長	西田 昭浩	室長	佐治 功	グループ長	竹内 亜衣
参事	山岸 健史	主任	辻岡 昌樹		美谷 一哉

6. 議事日程

- 第40号議案 農地法第5条の規定による所有権移転許可の件
- 第41号議案 農地法第5条の規定による所有権移転許可の件
- 第42号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明書発行の件
- 第43号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行の件
- 報告第28号 専決処理の報告の件(農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理)
- 報告第29号 専決処理の報告の件(農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理)
- 報告第30号 専決処理の報告の件(農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理)
- 報告第31号 専決処理の報告の件(農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理)
- 報告第32号 専決処理の報告の件(農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転届出受理)
- 報告第33号 専決処理の報告の件(農地法第5条第1項第6号の規定による賃借権設定届出受理)
- 報告第34号 農地等状況報告の件



メートルです。

譲受人は、[redacted]、[redacted]  
[redacted]氏です。

譲渡人は、[redacted]氏、持ち分 [redacted]、他 [redacted]  
名です。

第41号議案の申請地は、粟生間谷西 [redacted]、地目は、台帳 [redacted]、現  
況 [redacted]、面積は [redacted] 平方メートルです。

譲受人は、第40号議案と同一で、譲渡人は、[redacted]、  
[redacted]氏です。

転用目的は両議案とも [redacted] で、農地区分は第3種農地です。

なお、この農地区分については、申請地が水道管等が埋設された幅員4メー  
トル以上の道路に接し、500メートル以内に教育施設と医療施設があること  
から第3種農地となっています。

以上、第40号議案及び第41号議案のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、長澤均委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

長澤均委員

第40号議案及び第41号議案につきまして、調査内容をご報告いたしま  
す。

申請地は、[redacted]の北西約 [redacted]メートルに位置する農地です。

譲受人の [redacted]が、譲渡人の [redacted]他 [redacted]名と [redacted]氏から申  
請地を譲り受け、[redacted]として整備されようとするものです。

譲受人においては、現在、所有している [redacted]が手狭になってきたことか  
ら、市街化区域において土地を探したものの、最適な場所がなかったため、申  
請地を選定されました。

周辺の状況は、北側は [redacted]、東及び西側は [redacted]、南側は [redacted]  
[redacted]となっておりますが、雨水は自然浸透式とし、水利組合と隣接耕作者の同  
意書も取られていることから、転用による周囲の農業経営への影響はなく問題  
ないものと思われます。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、許  
可することに決定いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

全 委 員

異議なし。

議長 ご異議がないようでございますので、本件を許可することに決定いたします。

なお、本件については、大阪府農業会議に諮問し、意見をいただいた後に、許可書を交付いたします。

次に、日程第4、第42号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明書発行の件を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました第42号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書2ページ、参考資料3ページからでございます。

被相続人は、[ ]氏、所有面積は[ ]平方メートルです。

相続人の住所は被相続人と同一で、[ ]氏、生年月日は[ ]、相続開始年月日は[ ]、適用面積は[ ]平方メートル、被相続人との続柄は[ ]です。

適用農地につきましては、石丸[ ]、地目は台帳、現況ともに[ ]、他[ ]筆 合計[ ]筆、全筆生産緑地です。

以上、第42号議案のご説明といたします。

議長 本件につきまして、中村委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

中村委員 第42号議案につきまして調査内容をご報告いたします。

申請地は、石丸[ ]から西へ約[ ]メートル、南へ約[ ]メートル行ったところの西側にある[ ]筆の農地です。

申請人の[ ]氏は、[ ]に、所有者であった[ ]の[ ]氏を亡くされ、このたび、相続された農地について、引き続き農業経営をされることから申請されるものです。

[ ]氏は、従前から家族とともに農業経営に携わってこられ、耕作に必要な農機具も完備されていることから、今後も農業経営に努められるものと思います。

なお、これからも耕作する旨の誓約書も提出されておられますので、証明書の発行には、問題ないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長 本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、承

認することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全委員

異議なし。

議長

ご異議がないようでございますので、本件を承認することに決定いたします。

次に、日程第5、第43号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行の件を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました第43号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書2ページ、参考資料5ページからでございます。

買取り申出する土地は、小野原西■■■■、地目は、台帳■■、現況■■、面積は■■■■平方メートルです。

主たる従事者は、■■■■氏、申出人は本人で、申出事由は■■■■、申出事由が生じた日は■■■■でございます。

以上、第43号議案のご説明といたします。

議長

本件につきまして、加藤委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

加藤委員

第43号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地は、■■■■の東約■■■■メートルに位置する農地です。

申請人の■■■■氏は、■■■■に、農作業に従事出来ない旨の診断を受け、この度、買取り申し出のために、農業の主たる従事者の証明を申請されました。

生産緑地台帳において、■■■■氏本人が、農業の主たる従事者であることが確認され、あわせて現場確認で現在も農地として管理をされていたことを確認しました。

証明書の発行には問題はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

笹川治久委員

主たる従事者の証明については問題ないと思いますが、買取り申し出の手続きについて確認させていただきます。

買取り申し出は、まず市が買い取るか否かの判断をしたのち、次に農業従事者

への斡旋となりますが、現実的に地域への斡旋はどのようにされているのでしょうか。

小野原地区では、10年ほど前までは、実行組合長から連絡がありましたが最近では何もないのですがいかがでしょうか。

事務局 買取申し出の事務局は、公園緑地室となっており、地域への斡旋については、農協や実行組合長に依頼をされています。

また、農業委員さんへは事務局から情報提供をしているところですが、各地域での実行組合長さんの動きや対応内容までは把握できていません。

笹川治久委員 他の地域ではいかがでしょうか。

議長 私の地域では、案件があれば実行組合長から情報提供されています。

笹川治久委員 地域によって色々だということに理解しました。

議長 他にご意見はありませんか。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、承認することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 ご異議がないようでございますので、本件を承認することに決定いたします。

次に、報告案件に移ります。

報告第28号から報告第33号の6件の質疑につきましては、後ほど一括して行います。

日程第6、報告第28号から日程第9、報告第31号は、専決処理の報告の件、農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理となります。

それでは、日程第6、報告第28号を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました報告第28号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書3ページ、参考資料は7ページからでございます。

届出地の所在は、白島■■■■■■■■■■、地目は、台帳■■■■、現況■■■■、面積は■■■■平方メートル、他■■■■筆、合計■■■■筆、面積の合計は■■■■平方メートルです。

届出人は、[ ]氏、転用目的は[ ]となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和5年5月9日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第28号のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、中村委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

中村委員

報告第28号につきまして、調査内容をご報告いたします。

届出地は、[ ]から南へ約[ ]メートル行ったところにある[ ]筆の農地です。

届出人の[ ]氏が、このたび、[ ]を建築するため、4条の転用届出をされたものです。

周辺につきましては、北側及び東側は[ ]、西側は[ ]で南側は[ ]となっています。

汚水は公共下水道へ接続、雨水は道路側溝へ放流されることから、周囲の農業経営に影響はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

次に、日程第7、報告第29号を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました報告第29号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書3ページ、参考資料は9ページからでございます。

届出地の所在は、牧落[ ]、地目は、台帳、現況ともに[ ]、面積は[ ]平方メートルです。

届出人は、[ ]氏、転用目的は[ ]となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和5年5月11日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第29号のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、牧野委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。



牧野委員

報告第29号につきまして、調査内容をご報告いたします。  
届出地は、[ ]の西約[ ]メートルに位置する農地です。  
届出人の[ ]氏が、このたび、[ ]を整備するため、4条の転用届出をされたものです。  
周辺につきましては、北側及び西側は[ ]、東側及び南側は[ ]となっており、雨水は道路側溝へ放流されることから、周囲の農業経営に影響はないものと思います。  
以上で、調査内容の報告を終わります。

議長

次に、日程第8、報告第30号を議題といたします。  
本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました報告第30号につきまして、ご説明申し上げます。  
議案書4ページ、参考資料は11ページからでございます。  
届出地の所在は、坊島[ ]、地目は、台帳、現況ともに[ ]、面積は[ ]平方メートル、他[ ]筆、合計[ ]筆、面積の合計は[ ]平方メートルです。  
届出人は、[ ]氏、転用目的は[ ]となっております。  
本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和5年5月11日に専決し、処理するものでございます。  
以上、報告第30号のご説明といたします。

議長

本件につきまして、岸本委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

岸本委員

報告第30号につきまして、調査内容をご報告いたします。  
申請地は、[ ]から西へ約[ ]メートル行ったところにある[ ]筆の農地です。  
届出人の[ ]氏が、このたび、[ ]を整備するため、4条の転用届出をされたものです。  
周辺につきましては、北側及び南側は[ ]、東側及び西側は[ ]となっておりますが、擁壁により区画されており、雨水は道路側溝へ放流されることから、周囲の農業経営に影響はないものと思います。  
以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

次に、日程第9、報告第31号を議題といたします。  
本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました報告第31号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書4ページ、参考資料13ページからでございます。

届出地の所在は、粟生間谷東■■■■■、地目は、台帳■■■■■ 現況■■■■■、面積は■■■■■平方メートルです。

届出人は、■■■■■氏、持ち分■■■■■、他■■■■■名、転用目的は■■■■■となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和5年5月18日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第31号のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、長澤昇委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

長澤昇委員

報告第31号につきまして、調査内容をご報告いたします。

届出地は、■■■■■から西に約■■■■■メートル行ったところの土地です。

届出人は、■■■■■氏で、届出地においては、■■■■■頃から■■■■■として使用されており、当時、農地法に対する認識がなかったことから、転用の届出をされておらず、この度、始末書を添付のうえ、4条の転用届出をされたものです。

周辺につきましては、東側、西側及び北側は■■■■■、南側は■■■■■になっており、汚水は公共下水道に接続し、雨水は道路側溝へ放流しているため周囲の農業経営に影響はありません。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

次に、日程第10、報告第32号、専決処理の報告の件、農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転届出受理を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました報告第32号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書5ページ、参考資料は15ページからでございます。

届出地の所在は、外院■■■■■、地目は、台帳、現況ともに■■■■■、面積は■■■■■平方メートルです。

譲受人は、  
氏です。

譲渡人は、  
氏、転用目的は  
となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和5年5月16日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第32号のご説明といたします。

議長 本件につきまして、中西委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

中西委員 報告第32号につきまして、調査内容をご報告いたします。  
届出地は、  
の西約  
メートルに位置する農地です。  
譲渡人は、  
氏で、譲受人の  
が、  
を整備するため、所有権を移転するものです。

周辺につきましては、北側及び西側は、  
、東側及び南側は  
となっており、雨水は自然浸透式とするため周囲の農業経営に影響はないものと思えます。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長 次に、日程第11、報告第33号、専決処理の報告の件、農地法第5条第1項第6号の規定による賃借権設定届出受理を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました報告第33号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書5ページ、参考資料は17ページからでございます。

届出地の所在は、坊島  
、地目は、台帳、現況ともに  
、面積は  
平方メートルです。

被設定人は、  
、  
氏です。

設定人は、  
氏、転用目的は  
となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和5年5月25日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第33号のご説明といたします。

議長 本件につきまして、岸本委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

岸本委員 報告第33号につきまして、調査内容をご報告いたします。  
届出地は、[ ] から南へ約 [ ] メートル行ったところの西側にある農地です。  
設定人は、[ ] 氏で、被設定人の [ ] が、[ ] のため、賃借権を設定するものです。  
周辺につきましては、北側及び西側は [ ]、南側は [ ]、東側は [ ] となっており、汚水は公共下水道へ接続、雨水は道路側溝へ放流のため農業経営に影響はないものと思います。  
以上で、調査内容の報告を終わります。

議長 ただいま報告のありました6件につきまして、質疑等ございましたら、発言をお願いします。

笹川治久委員 報告第28号の転用目的が [ ] となっておりますが、[ ] 平方メートルでは [ ] は建てられないと思います。  
農業委員会の範疇ではないのかもしれませんが気になりましたので伺います。

事務局 届出書類上は、農地の登記簿の面積となっており、図面では敷地面積までは確認できませんが、敷地内での計画図面も貼付されていますので、転用手続き上は問題ないものと考えます。

笹川治久委員 建築確認の手続きであり、公簿と実測値の違いだとは思いますが、気になりましたので質問をいたしました。

長澤均委員 同じ質問ですが、この地域は100平方メートル以上でないと建築できない用途地区ですね。

事務局 ご指摘のとおり、最低敷地面積が定められており、100平方メートル以上でないと建築できない地域です。  
転用の届出書類では実測値は確認できませんが、写真を見る限り、実測値で面積を確保して建築確認申請をされるものと考えます。

長澤均委員	承知しました。
議 長	<p>他にご意見はありませんか。</p> <p>ないようでございますので、次に、日程第12、報告第34号、農地等状況報告の件を議題といたします。</p> <p>本件につきましては、各委員さんからの報告を別紙資料のとおり、事務局でまとめておりますので、補足の説明や特に報告のある委員さんがおられましたら、発言をお願いします。</p> <p>ないようでございますので、以上で本日の会議日程は、全部終了いたしました。</p> <p>何か連絡事項はございますか。</p>
事 務 局	<p>〈農地法第3条許可の通作距離の表現について説明〉</p> <p>〈新農業委員の議会承認・農業委員への配布物品の返却について説明〉</p> <p>〈次回日程について報告〉</p>
親和会幹事	〈親和会からの報告〉
議 長	これをもちまして令和5年第6回箕面市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午前11時14分)

上記は、令和5年第6回箕面市農業委員会総会の議事経過であり、箕面市農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 稻垣 憲一

署名委員 長澤 均

署名委員 麻生 忠

